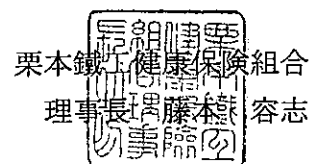


各位



公 告

子ども・子育て支援金制度への対応により、栗本鐵工健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の94分の50.7は事業主、94分の43.3は被保険者において負担する。</p>	<p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額及び調整保険料額の94分の50.7は事業主、94分の43.3は被保険者において負担する。</p>
<p>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</p> <p>第45条の3 子ども・子育て支援金額の負担割合については、事業主と被保険者で折半する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(予備費の費途)</p> <p>第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第48条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>
<p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金</p> <p>(2) 介護保険料還付金</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援納付金</p> <p>(2) 子ども・子育て支援金還付金</p>	<p>(新設)</p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前条第1号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前条第1号の方法によって保有しなければならない。</p>

附 則

この規約の変更は、令和8年4月1日から施行する。